

やまと

# 民商しんぶん

中小業者が希望の持てる 新時代を切り開こう

発行者 **大和民主商工会**  
 〒 242-0006 神奈川県大和市南林間1-7-7  
 TEL 046-274-3361 FAX 046-274-7129  
 E-Mail info@yamatominsho.jp  
 HP http://www.yamatominsho.jp

会費の15日納入にご協力下さい

## 「給付金入ってたよ！」うれしい知らせ続々 大和民商だけでも持続化給付金が1億円越え・・・



飛沫防止のアクリルカバー  
 (綾瀬支部の宮原さんの作)

## アフターコロナへ向け、家賃補助も 商売を守る民商の会員を増やそう

新型コロナウイルス感染症による影響は続いていますが、いま、民商事務所には、次々に「給付金入っていったよ」「無利子の融資もOKになった・・・」とうれしい知らせがいつぱい届いています。

毎週2回の相談会などもコロナ対策もしながら、ずっと予約一杯状態が続いています。

いま、まもなく、国の家賃補助制度の申請も始まります。詳細が発表されましたら、随時お知らせします。下記に、大和民商会員からの報告分をお知らせします。

		7月6日判明分			
		相談数	申請数	入金	金額(万円)
持続化給付金	法人	49	46	26	5,200
	個人	114	72	48	4,780
県協力金		101	81	18	220
融資		41	34	19	9,000
小口資金		4	4	3	60
雇用調整助成金		11	2	1	200
自治体の給付		55	48	12	160
その他給付		1	1	1	17

## まわりの困ってる同業者にも民商や 自分の知識を伝えていきたい

南部支部 島津幸夫

今回の新型コロナウイルス感染症拡大により、私の仕事も大きな影響を受けました。私は古紙回収業を営んでいます、今回このコロナの影響でスーパーのチラシはほぼゼロに更に営業自粛になったあらゆる業種がチラシでの宣伝を止めてしまいました。その結果4月、5月の売り上げ前年の半分以下になりました。そんな時、商工新間に折り込まれていた民商の「緊急ニュース」を見て、これなら自分にも使える(もらえる)制度があるのではないかと思ひ、さっそく民商事務所に相談。はじめに国民政策金融公庫のコロナ緊急融資を申し込みました。その後すぐに社協の緊急小口融資、国の持続化給付金の申請を進

めていきました。はじめての経験だったので苦労しましたが、仕事は減り続ける一方、こんな状況で今月の家賃は払えるだろうか？生活費は足りるだろうか不安でたまりませんでした。事務所の人から「コロナの影響での減収は明らかなので必ず給付になるので一つ一つ落ちていっていきましょ」と言われその言葉を信じ進めていきました。その後一つずつ口座に入金されはりました。最近では市税のコロナの影響による徴収猶予の申請を出し、国民健康保険のコロナ減免を申し込みました。新型コロナの影響による国民健康の減免の審

査は2〜3カ月程度かかるようです。最初に申し込んだ給付金や融資はすべて振り込まれましたが、新型コロナはいつまで続くのかわからないので、まだまだ先行き不安だし、私たち中小業者に対する国の制度は不十分だと思います。

(次々に入金)

(裏面へ続く)

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	取引種別
1 02.05.08				
2 02.05.11				
3 02.05.17				
4 02.05.18				
5 02.05.18				
6 02.05.18				
7 02.05.18	振込 ショウコウ281775000		1,000,000	
8 02.05.18				
9 02.05.20				
10 02.05.26				
11 02.05.27				
12 02.05.27				
13 02.06.02	振込 7777777777777		200,000	
14 02.06.03				
15 02.06.10				
16 02.06.10				
17 02.06.10				
18 02.06.12				
19 02.06.12				
20 02.06.12				
21 02.06.16				
22 02.06.16				
23 02.06.16				
24 02.06.19	振込 カゴヤ28492420000		1,994,260	

### 家賃支援給付金 に関するお知らせ

家賃支援給付金とは？  
 5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を支援するため、**地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金**を支給します。

支給対象 (①②③すべてを満たす事業者)  
 ①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※  
 ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。  
 ②**5月～12月**の売上高について、  
 ・**1カ月**で前年同月比**▲50%以上** または、  
 ・**連続する3カ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**  
 ③**自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い**

給付額  
 法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。  
 算定方法 **申請時の直近1カ月**における**支払賃料(月額)**に基づき算定した**給付額(月額)の6倍**

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

裏面に、よくあるお問い合わせをまとめてあります。ぜひ、ご一読を。裏面へ



### 会員紹介コーナー



通にやっているだけです、同じことを繰り返してただけでも特別なことはしていないです」とのお答えが・・・「普通」の事を「普通」にやるのがいかに大変かを知っている私としてはこの言葉は胸に響きました。人知れぬ苦勞もされていると思うのですが、それをあえて口にせず「普通」にやらうと言っ

今回は中央草柳支部の「鳥しよう」の山尾さんをご紹介します。  
 お店は大和駅プロムナードを海老名方面に歩いた東横インの右斜め角にあります。

経営されている山尾さんは以前自動車の板金修理の仕事をしていましたが50歳の時に脱サラし、この場所に「鳥しよう」をオープンしました。  
 以来15年余り、今ではもうベテランのいで立ちですが、開店時は50歳、未経験、畑違いの業種からの転身という事なので、さまざまなエピソードがあるかと思う「お聞かせいただけますか?」と言ったところ「毎日店を開けて普通の事を普

てしまう山尾さん、この人柄に魅かれ足しげく通う常連さんも多くいると言いつのもうなすけます。更に山尾さんはこう続けられました、「一つ言えるのはド素人の私を助けてくれたお客さんたちに、ただ感謝です」

※5月中はコロナの影響で短縮営業をしていましたが現在は通常営業しています、店内はアルコール消毒の徹底をしています、お気軽にお越しください。

営業時間 18:00～24:00時

定休日は水曜日

鳥しよう

大和市中中央2-1-11

046-263-7502

### 全商連会館建設募金のお願い!

全国の民商の連合組織である全商連、その本部でもある全商連会館は私たちの先輩たちがカンパを募って建てた、私たち、の要求実現の「拠点」ともいえる東京、目白駅そばの会館です。  
 しかし、建設から50年が過ぎ、耐震面でも大きな心配があることから、立て替えを行う事になりました。会館建設の準備金を使ってもあと2億円の確保が必要なことから、広く会員の皆様から募金をお願いすることになりました。つきましては、コロナ禍の不況が続く中で誠に恐縮ですが、是非とも建設募金へのご協力をお願いいたします!金額はいくらでも構いません。

(表面より続く)

今回様々な制度を利用しましたが、これら制度の申請は民商に入っていたからこそ、すべて迅速にできたんだと思います。民商に入っていないかったらどうなってかを考えるとぞっとする思いです。これからはまわりの困っている同業者や付き合いのある人間にも民商や自分の知識を伝えていきたいと思えます。

南部支部 島津幸夫

### 労働保険事務組合からのお知らせ

労働保険料第一期分の納入期限が7月31日までとなっています。大和民商労働保険事務組合では、事業所加入(従業員がいる場合)や建設業のひとり親方労働保険の取り扱いをしております。

お困りの事業主がいましたら、ぜひご相談ください。またお問い合わせでお困りの方がいましたらご紹介いたします。

### 無料法律相談

大和民商では毎月1回、弁護士による無料の法律相談を行っています。民商事務所までお気軽にご連絡ください。

次回は 7月13日(月)  
19時から大和民商事務所

### 大和民商からのお知らせ!

週2回コロナ相談会開催中  
 原則火曜日は自治体の給付金、国民健康保険の減免、コロナ緊急融資などです  
 金曜日は国の持続化給付金、家賃支援給付金等電子申請でないと受付が出来ない申請が対象です、役員さんが作ってくれたアクリル板やマスク着用、アルコール消毒の徹底でコロナ対策もしていますが、「3密」を避けるため予約制とさせていただきます。  
 14時～15時、15時～16時、16時～17時で2名ずつとなっています  
 申請に必要な書類は各々若干の違いがあるので民商事務所までお問い合わせください  
 TEL: 046-274-3361

